

# 大雪による農産物等の被害を受けた方へ

(令和6年12月以降の雪害による令和7年度市税等の減免(免除)申請について)

## 【農産物等被害証明書の交付後の手続き等】

大雪によるりんご樹や農産物等の被害によって、市税等の納付が困難となり、減免(免除)や徴収猶予の申請をする方は、りんご課から交付した「農産物等被害証明書」が必要になります。

すでに納付された市税等については、減免(免除)の対象となりませんので、市税等の納税通知書・納入通知書が届き次第、各申請窓口で手続きをしてください。なお、手続きをしても、必ず減免(免除)となるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

市税等の減免(免除)や徴収猶予の申請をする際に必要な書類は次のとおりです。

### 減免(免除)の申請に必要な書類等

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 農産物等被害証明書                     | <input type="checkbox"/> 申請者のマイナンバーがわかるもの  |
| <input type="checkbox"/> 納税通知書または納入通知書                 | <input type="checkbox"/> 農作物共済等の書類<br>(契約内容がわかるもの)                                 |
| <input type="checkbox"/> 減免等申請者本人を確認できるもの<br>(運転免許証など) | <input type="checkbox"/> 過去5年分の農業収入がわかるもの<br>(確定申告書の控えまたは市民税・県民税<br>申告書の控えと収支内訳書等) |
| ※代理人が申請する場合は代理人本人<br>を確認できるものも必要                       |  |

上記のほか、市税等の種類によって必要な書類が異なる場合があります。くわしくは、申請窓口の担当課へお問い合わせのうえご確認ください。

### 市税等「担当課(問い合わせ先)・納期・納期限」一覧表

申請窓口	市民税課 (市役所市民防災館2階)	介護福祉課 (市役所前川本館1階)	国保年金課 (市役所市民防災館1階)
問い合わせ先	市民税第二係 ☎40-7025 市民税第三係 ☎40-7026	介護保険料係 ☎40-7049	国保保険料係 ☎40-7045 後期高齢者医療係 ☎40-7046
納付書等 発送時期	令和7年6月10日	令和7年7月14日	令和7年7月14日
区分 月別	市民税・県民税 ・森林環境税	介護保険料	国民健康保険料 後期高齢者医療保険料
4月			
5月			
6月	1期(6/30)		
7月		1期(7/31)	1期(7/31)
8月		2期(9/1)	2期(9/1)
9月	2期(9/30)	3期(9/30)	3期(9/30)
10月		4期(10/31)	4期(10/31)
11月	3期(12/1)	5期(12/1)	5期(12/1)
12月		6期(1/5)	6期(1/5)
1月		7期(2/2)	7期(2/2)
2月	4期(3/2)	8期(3/2)	8期(3/2)
3月			

※各納期は、普通徴収の方法により徴収する場合の納期です。

( ) 内は納期限で、口座振替の場合はこの日に振替されます。

それぞれの納期限までに納付することが困難な場合は、収納課へお早めにご相談ください。

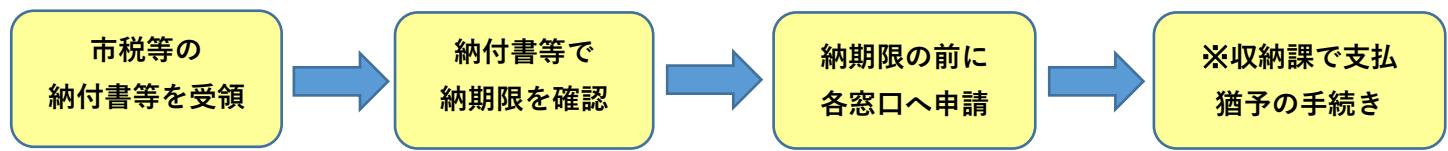
収納課(市役所市民防災館2階 ☎40-7032、40-7033)

上記のほか、国民年金保険料の免除については、国保年金課国民年金係(☎40-7048)、

農産物等被害証明書については

弘前市りんご課企画推進係(市役所前川本館3階 ☎40-0482)へお問い合わせください。

(令和6年12月以降の雪害による令和7年度市税等の減免申請の流れ)



各市税等の納付書発送時期や納期限は下記を参照

※収納課  
(市民防災館2階)

申請 窓口	市民税課 (市役所市民防災館 2階)	介護福祉課 (市役所前川本館 1階)	国保年金課 (市役所市民防災館 1階)	
窓口番号	C-224, 225	A-107	C-122	
問い合わせ先	市民税第二係 ☎40-7025 市民税第三係 ☎40-7026	介護保険料係 ☎40-7049	国保保険料係 ☎40-7045	後期高齢者医療係 ☎40-7046
納付書等 発送時期	令和7年6月10日	令和7年7月14日 (月)		
最初の (第1期) ※納期限	令和7年6月30日(月)	令和7年7月31日(木)		
区分	市民税・県民税 ・森林環境税	介護保険料	国民健康保険料	後期高齢者医療 保険料
減免の 判定 基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下</li> <li>農業所得以外の所得金額が400万円以下</li> <li>令和7年中の農業収入(+保険金等)と、令和2年～令和6年中の中間3ヵ年分の収入の平均を比較して判定します。</li> </ul> <p>※「中間3ヵ年分の収入平均」とは、過去5年間のうち、収入金額が一番多い年分と一番少ない年分をカットし、中間3ヵ年分を平均したもの</p> <p>※農業減免では、<u>減免の判定が翌年になります</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生計中心者の干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁による著しい収入の減少について申請できます。</li> <li>令和6年分の農業所得を含む合計所得金額と令和7年分の農業所得を含む合計所得金額を比較して<u>3割以上の減少となる場合に該当します</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の世帯の合計所得金額が1,000万円以下</li> <li>農業所得以外の所得金額が400万円以下</li> <li>令和7年中の農業収入(+保険金等)と、令和2年～令和6年中の中間3ヵ年分の収入の平均を比較して<u>3割以上の損傷がある場合となります</u>。</li> </ul> <p>※「中間3ヵ年分の収入平均」とは、過去5年間のうち、収入金額が一番多い年分と一番少ない年分をカットし、中間3ヵ年分を平均したもの</p> <p>※農業減免では、<u>減免の判定が翌年になります</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年の世帯の合計所得金額が1,000万円以下</li> <li>農業所得以外の所得金額が400万円以下</li> <li><u>令和7年中の農業収入に3割以上の損傷がある場合となります</u>。</li> <li>令和7年中の農業収入(+農業共済等による補填金)と、令和4年～令和6年中の収入の平均を比較して判定します。</li> </ul>
	<b>申請窓口に減免申請した日以降に納期限が到来する市税等</b>			
減免 対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業所得分のみ(農業以外の所得については減免の対象外)</li> <li>農業減免では、均等割・森林環境税は減免なりません。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>農業所得分に係る保険料のみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業所得分に係る保険料のみ</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免判定にはお時間をいただきます。令和7年分の申告の資料がそろい次第、お早めに確定申告・住民税申告をお願いします。</li> </ul> <p>※青色申告の方、税務署に直接確定申告をされている方は、申告し次第、申告書と収支内訳書(青色申告決算書)の控えを市民税課へ提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免申請時に令和7年分の合計所得額の見込みをお伺いし、減免の判定を行います。</li> <li>令和7年分の所得が確定し次第、改めて減免対象や減免額について精査し確定します。</li> <li>減免額の増減に伴い、還付になる場合や追加で納付していただく場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免判定にはお時間をいただきます。令和7年分の申告の資料がそろい次第、お早めに確定申告・住民税申告をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>減免判定については、保険者である青森県後期高齢者医療広域連合で審査の上、通知されます。</li> </ul>